

中間前金払制度の導入について

公共工事の適正な施工の確保と、請負業者の工事施工に必要な資材等を円滑に確保できるよう、平成22年4月1日から新たに「中間前金払制度」を導入します。

1 制度の概要

中間前払金は、土木建設工事において当初の前払金（請負金額の40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件（下記第4項の支払の条件）を満たしている場合は請負金額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

2 対象となる工事

請負金額が200万円以上の建設工事です。委託業務は該当しません。
平成22年4月1日契約から適用します。ただし、継続費や債務負担（複数年契約）にも適用します。

3 中間前払金の使用目的

前払金と同じく当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費の支払に使用することとします。

4 支払の条件

中間前払金の支払いを受けるためには、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 請負金額が200万円以上であること。
- (2) 前払金の請求をし、支払を受けているもの。
- (3) 部分払の請求前であること。
- (4) 工期の2分の1に相当する期間を経過していること。
- (5) 工程表により工期の2分の1に相当する期間を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
- (6) 既に行われた当該工事の作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当していること。
- (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づく保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けられることができること。

5 申請書類等

- (1) 中間前払金認定申請書…第1号様式の2

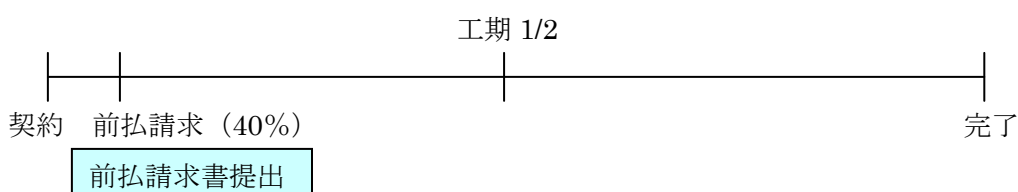
- (2) 内訳明細書等の実施出来高数量が確認できる出来高明細書…第2号様式
- (3) 中間前払金認定通知書…第3号様式
- (4) 請求書（工事請負）
- (5) 中間前払金保証証書（原本）…請求書提出時に必要になります。

6 部分払との併用

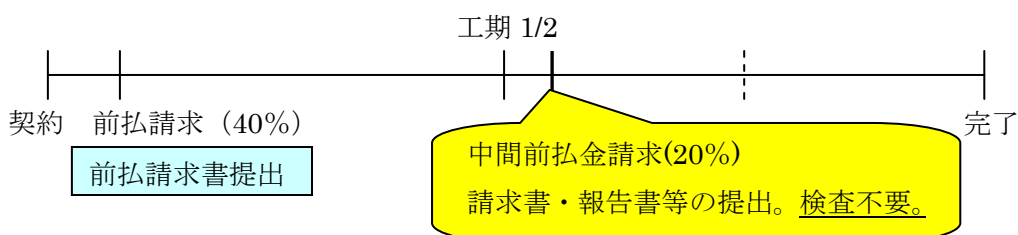
中間前払金と部分払の両方を請求することができます。ただし、前金払及び中間前払金はそれぞれ部分払1回とし、部分払は中間前金払の後でなければ請求できません。

《 比較表 》

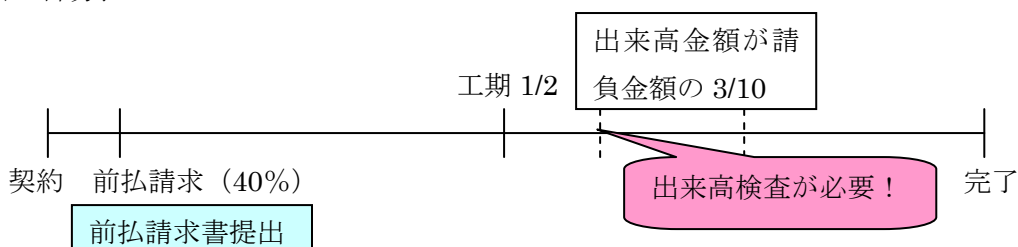
(1) 前払金



(2) 中間前払金



(3) 部分払



「部分払の請求」…前金払及び中間前金払はそれぞれ部分払1回とみなします。また、中間前金払制度の導入に伴い、部分払の回数も変更します。

- ① 請負金額が1,000万円までの工事 2回
- ② 請負金額が1,000万円を超え1億円までの工事 3回以内
- ③ 請負金額が1億円を超える工事 4回以内

7 請求の方法

(1) 認定請求

中間前払金を申請する場合は、工事担当課に「中間前払金認定申請書」を提出してください。

添付資料

内訳明細書等の実施出来高数量が確認できるもの（出来高明細書【第2号様式】）

(2) 認定調査・認定通知書の交付

工事担当課は、提出された申請書等により中間前払金の支払要件を満たしているかを確認し、条件を満たしている場合は速やかに「中間前払金認定通知書」を交付します。

(3) 保証申込・保証証書の発行

工事担当課が発行した「中間前払金認定通知書」を保証会社へ提出し、保証書の発行を依頼してください。

(4) 中間前払金の請求・支払

市指定の請求書に、保証事業会社が発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて工事担当課に提出してください。工事担当課は前払金と同様に受理をした日から15日以内に支払をします。